



正田醤油株式会社

〒374-8510 群馬県館林市栄町3-1 TEL.0276-74-8100(代) FAX.0276-74-1386

SHODA SHOYU CO.,LTD. 3-1, SAKAE-CHO, TATEBAYASHI CITY, GUNMA PREF.,374-8510 JAPAN TEL.0276-74-8100 FAX.0276-74-1386

2020. 3. 23

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止に向けた対策について

正田醤油株式会社
管理本部

新型コロナウイルスによる感染症の急速な拡大を踏まえ、当社では感染予防・拡大防止に向けた取り組みを徹底すべく、全社員に向けた以下の対応を行っております。

正田醤油は食品会社として、安心・安全な商品の安定供給を責務と捉え、対策の徹底を進めてまいります。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 対策本部の設置

全社横断的な対策本部を設置し、感染予防・危機管理に努めております。

2. 感染予防および拡大防止のための基本ルール

①感染予防のために

- ・事業所・工場に入館・入場する際の手指アルコール消毒を徹底します。
- ・マスクの着用について、工場内では徹底、事業所では推奨いたします。
- ・症状が認められた従業員は、事前相談を徹底した上での医療機関受診を奨励します。

②拡大防止のために

- ・毎朝及び入社時の体温測定を徹底し、発熱・咳等の症状がある場合は就業を控えさせます。
- ・勤務中に発熱・咳・倦怠感等の症状が出た場合は速やかな帰宅を促します。
- ・感染が疑われる従業員（同居家族含）が発生した職場は、マスク着用を義務付けます。

3. 新規制度の導入

- ・時差出勤制度：公共交通機関を利用する従業員を対象とし、通勤の際の感染リスクを低減します。
- ・在宅勤務制度：テレワーク可能な業務従事者に推奨いたします。

4. 業務運営について

(既存対応の期間延長 3/21 ⇒ 4/4)

- ・セミナー・展示会等への参加、開催を原則禁止とします。(目安20人以上)
- ・新幹線・特急・飛行機の利用は原則禁止とし、利用は部署長が許可した場合のみとします。
- ・営業職には直行直帰を推奨します。(出張・業務等で可能な場合)
- ・来訪を自粛し、来社に関しても自粛いただきます。(不要不急は控える)
- ・会議・打合せは以下の基準で最小限に留めます。
(10名以上の会合は短時間、且つ小スペースで行なう。20名以上は原則禁止)
- ・テレビ会議システムを活用し、不要な移動・出席者の人数を減らします。

(新規対応 3/19～)

- ・事業所外で勤務した社員用(主に営業)に別室の執務スペースを確保
- ・食堂において、対面での飲食を避けるよう注意喚起

5. 皆様へのお願い事項

- ・当社へいらっしゃるお客様、業者様にも、アルコール消毒とマスク着用をお願いしております。
- ・体調の優れないお客様の来社はお断りをさせて頂く場合がございます。
- ・工場見学、記念館見学につきましては、当面の間中止としております

6. 現在のところ、当社社員ならびにその家族においても感染は確認されていませんが、万が一感染が判明した場合には、速やかに医師の診断および保健所の指導に基づいた措置を講じ、罹患者 および濃厚接触者については、症状の有無に関わらず2週間の自宅待機とし、必要に応じ在宅勤務を行います。